令和８年度
ジビエ供給拡大推進事業をご利用ください

山梨県では、ニホンジカのジビエ利用を推進するため、狩猟により捕獲したニホンジカの個体を、県内のジビエ処理施設（別途指定した施設に限る）にジビエ利用のために搬入した場合に報償金をお支払いする「ジビエ供給拡大推進事業」を、次のとおり実施します。



【事業期間】

令和８年１１月１５日～令和９年３月１５日

【支払条件】

○　山梨県内で狩猟者登録をした狩猟者で、山梨県が定める誓約書に記入・提出いただける方が、狩猟により捕獲したニホンジカの個体

○　事前にジビエ処理施設に連絡し、個体の状態等を伝え、搬入の可否を確認

○　処理施設への１回目の搬入は１頭とし、狩猟者とジビエ処理施設が、受け入れ条件について確認する機会とすることから、２頭目以降が支払いの対象

※令和８年度より、複数人で１頭目を捕獲の場合、その全員にとって１頭目と扱う。

○　ジビエ処理施設がジビエ利用として受け入れを認めた場合
（認められなかった個体は、狩猟者が持ち帰り、処分）

○　止め刺しを行ってから、２時間以内に搬入した場合



×　個体の一部が切り取られている個体は対象外

×　スプレーによるマーキングのある個体や、尻尾のない個体は対象外

×　許可捕獲（管理捕獲や有害捕獲）などで捕獲した個体は対象外

※　ジビエ処理施設への搬入を確認するための提出書類の不備や、添付写真が不明瞭な場合、提出期限を過ぎた場合は、お支払いできない場合があります。

【報償金】

対象となるジビエ処理施設へ搬入したニホンジカの個体　２頭目以降　８千円／頭

【対象施設】※各施設で受け入れ上限数が決まっていますので、事前にご確認ください。

施設名	連絡先
早川町ジビエ処理加工施設	早川町草塩 503（電話：0556-48-8086）
明野ジビエ肉処理加工施設	北杜市明野町上手 8292-2 （電話：090-2642-2929、090-3346-4525）
ふじさんジビエ	富士吉田市小明見 1-9-15（電話：0555-22-8191）
富士吉田市立富士山ジビエセンター　「DEAR　DEER」	富士吉田市新屋 725-3（電話：0555-72-8963）

※ その他、手続きなど詳細については、山梨県ホームページをご覧ください。

〈山梨県ホームページ〉

https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/jibie-kyoukyu.html

